

科学研究費補助金研究成果報告書

平成 22 年 6 月 2 日現在

研究種目：若手研究 (B)
 研究期間：2007 年度～2009 年度
 課題番号：19730092
 研究課題名 (和文) 中国環境訴訟の研究：司法過程に見られる被害救済の阻害要因について
 研究課題名 (英文) Environmental suits in China: Observations on impediments to the relief of the pollution victims in the judicial processes
 研究代表者
 櫻井 次郎 (SAKURAI Jiro)
 名古屋大学・大学院国際開発研究科・助教
 研究者番号：40362222

研究成果の概要 (和文)：

中国の環境訴訟では、審理過程において因果関係の有無が感覚的な推測にとどまり、汚染源である被告の帰責事由が十分に明らかでなくても、損害賠償請求や差止請求が認容されることが明らかとなった。この理由としては、中国の訴訟が調停的性格を持ち、現地社会の安定が重視されていることが指摘され得る。また、深刻な汚染被害者が提訴に踏み切れない現状を踏まえ、公益訴訟の制度化に関する中国国内の議論と今後の展望について検討した。

研究成果の概要 (英文)：

It became clear with this research that, as to a Chinese environmental lawsuit, a claim for damages and a demand for injunction may be admitted even if the proof about the relationship of cause and effect remains in experiential presumption in a trial process. As this reason, it may be pointed out that a Chinese lawsuit has mediation character and the stability of local society is considered more important than the clarification of a cause for imputation. Besides, based on the present condition that serious pollution victims hesitate presenting a case to the court, the arguments in the Chinese academic journals about public interest litigation and the future view about institutionalization of it were discussed in a published paper.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	1,100,000	0	1,100,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,800,000	510,000	3,310,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：環境法、環境訴訟、中国

1. 研究開始当初の背景

現在中国では、環境被害者の増加と被害の

深刻化に伴い、訴訟を通じた被害救済への期待が高まっている。しかし、これまでの中国

の環境訴訟を全体としてみるならば、このような期待に沿う結果が見られる事例は極めて少ない。その主たる原因のとして、中国の裁判における調停的性格が挙げられる。

すなわち、中国の民事紛争における判決は、直接裁判に立ち会っていない裁判長（人民法院院長）や民事法廷の延長による審査を経るものとなっており、社会的影響の大きい環境訴訟などでは当地の党組織（政法委員会）に諮られる場合もある。審理過程において、不法行為の成立要件の成否を争う口頭弁論は簡便で、判決の執行過程では当事者が納得のうで法官（裁判官）の説得に服するという形式で解決の試みがなされる。そのため、損害賠償や汚染の差止めについて、被告が自主的に判決に従うよう裁判所（人民法院）による説得が幾度もなされるケースがある。

裁判がこのような調停的性格を持つ以上、中国の環境訴訟と被害者救済の問題を考える場合、判決の執行過程を含めた司法過程全体における被害者救済の阻害要因を明らかにすることが極めて重要となる。また、被害者救済を阻害する要因としては、司法制度の制度的限界や、「単位」（企業）が担う社会的役割など、歴史的・社会的要因も広く検討されなければならない。

中国の環境問題に関する先行研究については、中国研究所編『中国の環境問題』（新評論 1995年）、平野孝編『中国の環境と環境紛争』（日本評論社 2005年）、Elizabeth Economy “The River Runs Black: The Environmental Challenge To China's Future” (Cornell Univ Pr 2005) など国内のみならず海外でも増加の傾向にある。中国の環境法に関する本格的な研究としては、片岡直樹『中国環境汚染防治法の研究』（成文堂 1997年）が体系的な法体系の解説に成功しており、環境訴訟における法的諸問題、例えば不法行為の違法性（差止）要件、証明責任の分配原則などについては、片岡直樹（『現代法学』第3号 2002年 pp.25-81）において中国の学会での議論状況が詳細に論じられている。また、中国において裁判が持つ社会的意義や司法制度上の問題については、高見澤磨『現代中国の紛争と法』（東京大学出版会 1998年）を始め中国法及び中国政治研究者による研究成果が積み重ねられてきた。

他方、2004年度より「中国における汚染物質の排出規制及び環境紛争処理の現状と課題」という研究テーマで科学研究費補助金（若手B）を受け、紛争処理について調査・研究を進めるなかで、農村における飲用水汚染などの環境汚染と健康被害の深刻さ、行政による企業管理を中心とした規制の限界、被害者の訴訟参加を躊躇させるさまざまな要因の存在など、中国の環境問題をとりまく状況の厳しさを痛感し、被害者救済に関するよ

り本格的な研究を進めたいと考えるにいたった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、中国の環境法の機能不全の問題を、特に司法の役割に焦点を当てて考察することにある。現在、中国の環境問題は、「がんの村」に象徴されるように深刻さを増しており、環境法の執行上の問題は中国の環境保護行政部門自らが認めている。しかし、環境法の機能不全の問題は、行政過程から考察するのみではなく、行政の執行に問題があつて被害が発生した場合に、被害者を救済するための制度がどの程度機能しているのか、またその救済過程にどのような阻害要因があるのかを明らかにする必要があると考える。

他方、この環境法の機能不全については、急速な工業化を進める途上国に共通して見られる現象である。途上国における環境問題がわれわれ先進国の経済活動と密接に関連していることを考慮すれば、途上国における環境法の機能不全と環境悪化の問題を解決するための理論的枠組みの構築に寄与することは、学術的にも社会的にも重要な意義があると考えられる。

そこで本研究は、中国における環境問題の解決と日本における環境法理論の発展に貢献することを目的とし、中国における環境訴訟に焦点を当て、環境法が機能不全に陥る要因について、訴訟の審理過程、判決および判決の執行過程に焦点を当てて考察する。

3. 研究の方法

中国の環境訴訟の司法過程で被害者救済を阻害する要因を、以下の3つに分けて明らかにする。

まず、環境訴訟の審理過程における被害者救済の阻害要因を明らかにする。中国の裁判では、「先に決定し、後に審理する」などと揶揄されるように、判決結果が先に決められた後に形式的な審理がなされ、判決が下されるという問題が指摘されてきた。また 1991年制定の民事訴訟法で当事者主義と職権主義が併記されていることに象徴されるように、当事者主義の導入は徹底されておらず、各々の人民法院における審理形式の不統一が指摘されてきた。例えば、福建省寧徳市屏南県の環境訴訟では、訴状が受理されてから判決が出るまでの審理期間は約 2年半あったが、その間に法廷で口頭弁論・証拠調べが行われたのは2回、そのうちの1回は主に人民法院（裁判所）による調停を目的としていた。また、損害の範囲や額の算定に際して、当事者から出された算定額について審理せず、法官（裁判官）が専門家に損害の範囲や額の算出を委託してこの結果をそのまま判決に反映させている。このような被害者救済の結果に

大きく影響する審理過程に見られる阻害要因を、実際の訴訟事例の分析を通じて明らかにする。

2 つめは、環境訴訟の判決に見られる阻害要因である。2001年12月の最高人民法院「民事訴訟の証拠に関する若干の規定」同規定第4条(3)は「環境汚染により引き起こされる損害賠償訴訟については、加害者が法律所定の免責事由及びその行為と損害の結果との間に因果関係が存在しないことについて挙証責任を負う。」と規定し、公害訴訟における被害者側の証明責任の軽減を図った。

このように、最高人民法院による司法解釈は一定の範囲で環境訴訟における原告(被害者)の負担軽減に寄与しており、この司法解釈の背景として学界における議論の貢献も認められるが、他方で限界も見られる。本研究では、学界における法理論の発展や人民法院の司法解釈の変化が、現実の判決にどの程度影響を与えているのかを、判決の検討を通して明らかにする。

3 つめは、判決の執行過程に見られる要因である。中国では判決が確定して人民法院が強制執行手続きを開始した後でさえ、判決の実現が困難なケースが少なからず存在すると指摘されてきた。判決の執行過程における問題は、個々の環境訴訟において各様であると思われるため、個別の訴訟ごとに被害救済の阻害要因を調べ明らかにする。

以上の研究は、中国における情報統制を考慮し、日本における文献調査を行うと同時に、現地における資料収集と聞き取り調査を通じて、現実を反映した研究成果となるように努める。

4. 研究成果

1 年目は、判決の執行段階にある福建省寧徳市の環境訴訟、現在訴訟準備中の広東省韶関市のケースについて調査し、考察結果をまとめた。

福建省寧徳市の環境訴訟については、2005年11月の二審判決で汚染被害に対する損害賠償と汚染の差止命令が出たにもかかわらず、その判決の執行が滞っている。この訴訟については一審判決の前から現地調査を進めており、その後も07年8月と08年3月に現地調査を実施した。その結果、判決の執行が困難な理由として、差止命令の対象となる行為を特定しなかった判決そのものの問題点、判決の執行状況のフォローに関する司法制度上の問題点、判決の執行に政治的介入が入る問題点などが明らかとなった。これらの考察結果については、北川秀樹編著『中国の環境問題と法・政策』(法律文化社、2008年3月)の第5章「環境公害訴訟の事例研究——福建省寧徳市屏南県のケース」において公表した。

次に、広東省韶関市のケースについては、07年8月に現地調査を実施すると同時に、訴訟代理人となる予定の弁護士への聞き取り調査および学術誌などの資料収集を行った。調査対象とした大宝山鉱山は、鉄鉱石および銅鉱石を主要産品とする中国でも有数の大規模な鉱山であるが、大宝山鉱山における採鉱、選鉱および鉱物の精錬の過程で発生する鉱毒水の影響で健康被害が発生していることが明らかとなっている。このため地元の10の村が陳情活動を行っていてそのうちの1つの村についてのみ飲用水確保のための救済措置がとられているが、救済措置がとられていない被害の最も著しい村では訴訟が検討されていた。この調査・検討結果については、2007年12月発行の「中国広東省大宝山鉱山周辺の鉱害問題」(環境と正義106号)において公表した。

2 年目は福建省の環境訴訟および広東省韶関市のケースについて継続して調査すると同時に、河南省の淮河流域で感水・飲料水の汚染が原因で健康被害が発生している地域における調査を実施し、これらの考察結果をそれぞれ名古屋大学法政論集(224号)および季刊環境研究(150号)に発表した。福建省の環境訴訟における審理過程では、原告側が汚染と被害との因果関係の有無について科学的な議論をほとんどしていないにも拘らず、判決では損害賠償や汚染の差止めに関する請求が認められていた。このことから、中国の環境訴訟では因果関係の有無など不法行為の成立要件について詳細な審理がなされず、因果関係の有無が感覚的な推測にとどまるものであったとしても損害賠償請求や差止請求が認容されることが明らかとなった。この理由としては、中国における裁判の社会的役割として、現地社会の安定が求められていることが指摘され得る。他方、このように審理過程で被告(汚染源)の法的責任(過失や違法性)の帰責自由について議論を深めない中国環境訴訟の特徴は、汚染源の責任に関する社会的認識の深化につながらない、という負の側面も指摘されるべきである。

また、新たな訴訟案件についての調査対象として、2008年9月に上海市近郊の工場から排出される粉塵および騒音被害を選び、汚染被害者および訴訟代理弁護士へのヒアリングを開始した。このケースの汚染源も福建や広東のケースと同様に国有企業であり、被害状況を明らかにすることすら困難な状況など他の公害被害地域と共通の特徴が観察されている。また、2009年3月には炭鉱業の盛んな河北省唐山市において、石炭火力発電所の焼却灰(フライアッシュ)による粉塵被害の発生している地域を視察し、訴訟代理として提訴を検討している弁護士に対する

ヒアリングを行った。

3年目には、中国における公益訴訟の可能性について、中国政法大学が開いた環境法セミナーに参加した弁護士、裁判官等と意見交換を行った。環境汚染による被害者による提訴が困難な状況については、多くの弁護士や裁判官が実感しており、このこと同セミナーで実施されたアンケート結果にも表れていた。そこで注目されつつあるのが、このような被害者に代わって環境NGOや検察官が訴訟を提起する公益訴訟であるが、学者による民事訴訟法改正建議稿や行政訴訟法改正建議稿にはこの公益訴訟を制度化する条文も見られる。この公益訴訟についての研究結果は、比較法研究(70号)にて発表した。また、汚染地域の現状把握のため、2010年3月には、中国の主要な鉄鉱石産地である湖北省大冶市において環境訴訟を検討している弁護士の案内により、現地調査を行った。

以上のように、環境訴訟における被害救済の阻害要因については福建省の事例を中心に検討を行った。また、上海市の事例等現在進行中の事例については今後も研究を継続したいと考えている。その他の汚染地域では、深刻な汚染被害が発生しているにも拘らず、訴訟に至っていない事例が多数明らかとなった。この点については、中国の被害救済における司法の役割を考察する上でも重要であると考えており、今後は汚染被害地域で訴訟に至らない要因をも視野に入れたうえで、被害者救済における司法の役割と課題、公益訴訟が果たしえる役割について考察を深めたいと考えている。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

- ① 櫻井次郎、中国における「公益訴訟」、比較法研究、70号、203-208頁、2009年、査読無
- ② 櫻井次郎、現代中国の環境公害訴訟に関する一考察—福建省寧徳市の化学工場汚染事件に焦点を当てて—、名古屋大学法政論集、224号、101-134頁、2008年、査読無
- ③ 櫻井次郎、中国における環境汚染被害とその救済の現状、季刊環境研究、150号、17-24頁、2008年、査読無
- ④ 櫻井次郎、中国広東省大宝山鉍山周辺の鉍害問題、環境と正義、106号、10-12頁、2007年、査読無

[学会発表] (計3件)

- ① 櫻井次郎、現代中国の環境公害訴訟に関する一考察、環境法政策学会、2008年6月14日、広島修道大学

- ② 櫻井次郎、中国における「公益訴訟」、比較法学会、2008年6月7日、大阪大学
- ③ 櫻井次郎、中国における公益訴訟の議論状況——環境問題を中心に、アジア法学会、2007年6月23日、大阪女学院大学

[その他]

ホームページ等

<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/dspace/handle/2237/10641> 名古屋大学法政論集のHP

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻井 次郎 (SAKURAI Jiro)

名古屋大学大学院国際開発研究科・助教

研究者番号：40362222